

(公 印 省 略)
産 第 3 0 2 6 5 - 2 8 6 号
令和 5 年 3 月 1 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
警戒レベル及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日開催されました、第 1 0 5 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、3月4日（土）以降、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行うことを決定しました。また、5月8日（月）から新型コロナの感染症法上の分類が5類へ移行されることを踏まえ、5類移行に向けたロードマップを別添のとおりまとめました。

貴団体におかれましては、当該内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－前回（2月25日（土）以降）要請からの変更点－

- (1) ガイドライン警戒レベル
警戒レベル「1」：35市町村
- (2) 県民の皆様への要請
 - ・大人数・長時間での会食等は感染リスクが高まることから、注意
- (3) 事業者の皆様への要請
 - ・テレワーク、時差出勤等を推奨
 - ・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、適切な感染防止対策の徹底

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（3月4日（土）以降）』を御確認ください。

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0